

令和6年2月月間目標 墜落転落災害の防止

- ・安全パトロール
- ・保護具使用の徹底
- ・脚立・立馬の適正使用

○建設現場で最も多く発生しているのは墜落・転落災害です。まず自身の身を守る保護具の点検・使用特に高所作業においてはフルハーネス型安全帯を確実に使用して下さい。また2m以下の作業にでも墜落・転落により重篤災害にもなりますので立ち馬等適正使用をお願いします。

：保護具の装着は事業者・労働者の責務です。

事業者・労働者の責務 — 保護具の装着は安全の基本 —

ヘルメット

有効期限(使用開始からの期間)を確認

本体の材質

- ABS・PC・PE製:3年
- FRP製:5年

ヘルメット内装

- 装着体:1年



職長会用ヘルメット

正しい装着

- あごひもは指1,2本が入る程度でしっかり締める
- まっすぐ被る
- タオルや帽子の上から被らない

墜落制止用器具(安全帯)

現行の規格品を使用しないと法令違反です

作業員の着用する安全帯の各表示が「墜落制止用器具規格適合品」となっていることを確認して、現場に入場させてください

作業床のない場所でフルハーネス型を使用するには法令が定める特別教育が必要です

事業者(その代行者である職長)は安全帯の日常点検、使用期限の確認を必ず実施してください

一般的な使用期限	●安全帯本体 …… 使用開始から3年
	●ランヤード …… 使用開始から2年



関連動画の紹介 ⇒ P.07

服装

二の腕・手首が露出しない服装

専ら火気作業を行う作業では、難燃性素材の作業服を着用

コミュニケーションワッペン

落下防止ひも付き工具

作業責任者、監視人、誘導者などの役割が分かるように表示

ファン付き空調作業服

火気作業の場合には綿100% (綿織物) のものを用い、またファンには金属フィルターを付けてください

足首やくるぶしが露出しないスボン・靴下

安全靴

JSAAやJISなどの規格品を着用しましょう

また作業に合わせた等級の靴を選びましょう

(例)JIS規格品の製品等級

重作業用:H、普通作業用:S、軽作業用:L

踏み抜き災害防止

JSAA規格の合格基準製品、または中敷きを装着してください

その他の保護具

保護メガネ (ゴーグル型が安全)

- 眼鏡の上から使用できるものもあります
- メガネ型やフェイスシールドはすき間からの飛散物に注意

※強度のあるJIS規格品、米国規格品(ANSI)などを選びましょう

遮光保護具はJIS使用標準に準拠

(例)アーク溶接遮光度番号5~14を選択




保護手袋

- 作業に適合したものを使用(※回転工具への巻き込まれ防止等)
- 用途別に防振耐電気、やけど防止、化学防護などがあります

丸のこ作業は綿製手袋(軍手)禁止

カッター作業、切断面が鋭利なものの取り扱いでは耐切削防止用を使用(EN388:国際規格があります)

有害物に応じたマスク等を使用

- SDSに示されたマスクを使用(防毒マスク、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具など)
- 各種マスクの製品耐用年数、フィルターの交換基準を守って使用
- 使い捨て式は、使用限度時間内で使用








足場の組立て・解体・変更などの作業では、 特別教育が必要

改正安衛則(平成27年7月1日施行)

平成27年7月1日以降、足場の組立て・解体・変更の作業では、特別教育が必要となりました。ただし、地上または堅固な床上での、材料の運搬、整理などの補助作業は除かれています。

この教育は、経過措置が設けられており、平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て等に従事していた者については、平成29年6月30日までの間は、経過措置としてこの教育は必要としないとされています。また、これらの者については、教育時間も、この期間中であれば、3時間(通常は6時間)とされています。

この教育の対象となる足場には、脚立足場やローリングタワーも含まれます。また、可搬式作業台を足場板や専用部材により連結する作業や高さが2m未満の足場の組立て作業、解体などの作業も含まれるので注意が必要です。

足場の組立てなどの作業の特別教育の科目と時間数

科目	時間	時間 (平成27年7月1日時点 の業務従事者。期限は、 平成29年6月30日)
1 足場および作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
4 関係法令	1時間	30分
合計	6時間	3時間

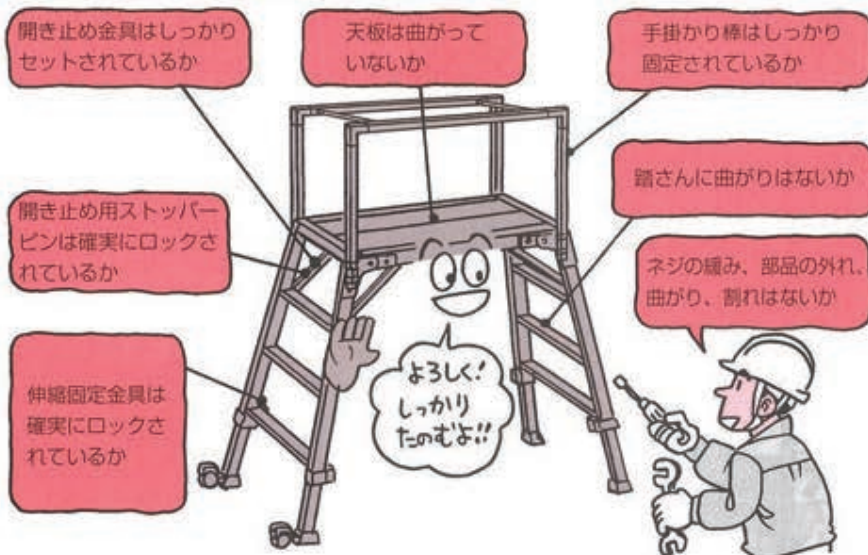
●次の作業も足場の組立てなどの作業とみなされ、特別教育が必要です。

- 2m未満の脚立足場の組立てなどの作業
- ローリングタワーの組立て
- 可搬式作業台を2つ並べ、足場板をかけ渡す作業

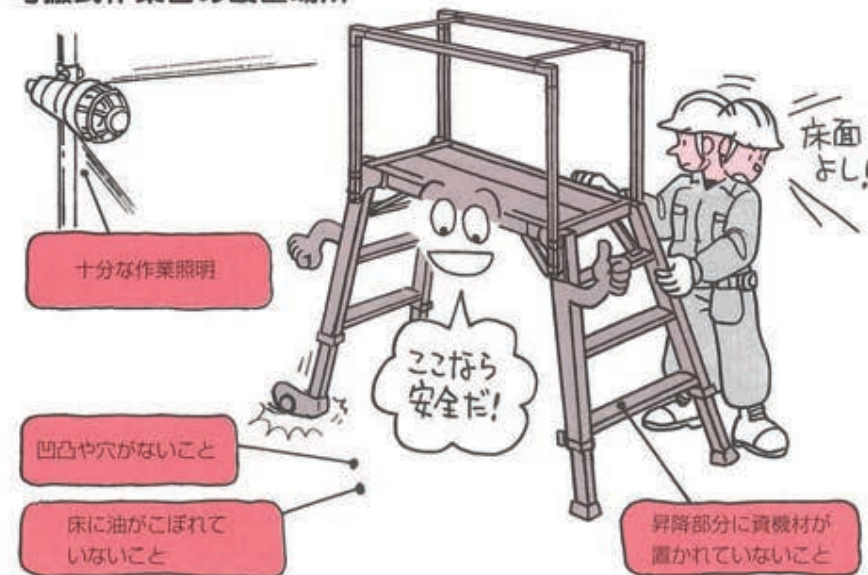


可搬式作業台の作業前点検・ 設置環境点検心得

可搬式作業台の作業前点検



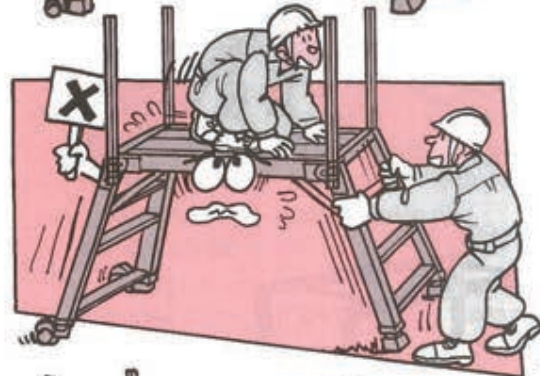
可搬式作業台の設置場所





可搬式作業台使用時の心得

踏さんや天板がぬれているときは、
布などで拭いてから使用する



- 計画時の対策
- 機械・設備の対策
- 管理面の対策
- 保護具の使用

天板上で、脚立、架台、
はしこ等を使用しない

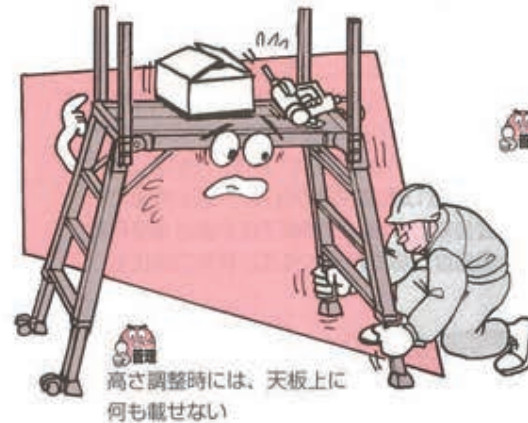


人を乗せたまま移動しない



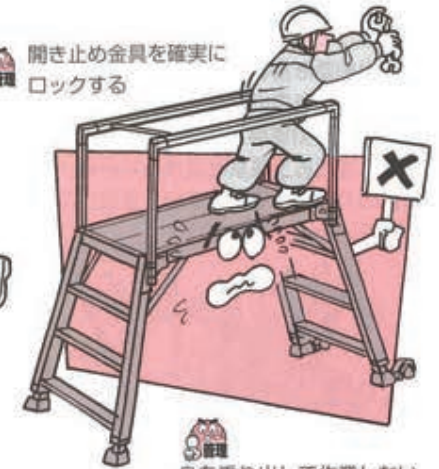
引きずらない、投げない、
乱暴に扱わない

作業台の連結では専用部材を使う
※専用部材を使って連結するときも、
特別教育が必要です。

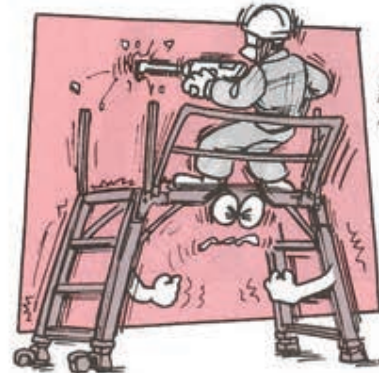


高さ調整時には、天板上に
何も載せない

開き止め金具を確実に
ロックする



身を乗り出して作業しない

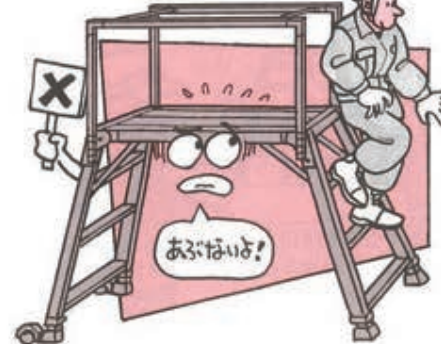


反動をとまなう姿勢で
作業しない

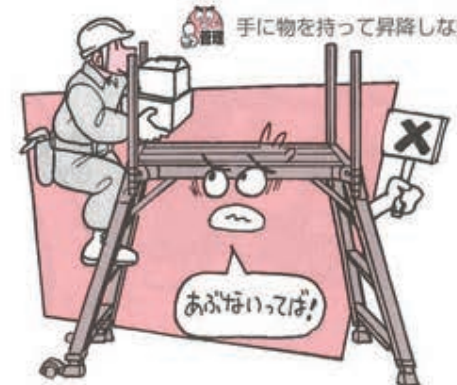
保護帽は「飛来、落
下用・墜落時保護用
兼用」の規格適合品
を使用し、アゴひも
を締める



作業台に背を向けて
昇降しない



手に物を持って昇降しない





脚立使用時の心得

脚立作業禁止の作業

- ・ 折り作業などの力作業
- ・ 配管等の締め込み、アンカー打ち込みなど反動がある作業



使用禁止だ!!



著しい損傷又は変形している脚立は使用しない

※高さが2m以上の脚立の使用を禁止している元請けもあります。

軟弱地面等で脚が沈下する場所では使用しない

スリーブ穴等の近くで作業するときは穴を事前に養生する

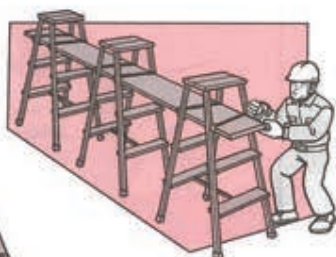


4脚を水平な場所に設置する

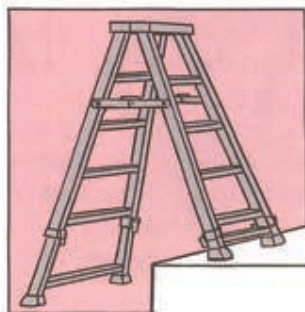
脚立の脚と水平面の角度は75度以下とする



※脚立足場の組立て・解体・変更の作業については、特別教育が必要です。



開き止め金具は必ず使用する



段差のある場所で使用するときは、脚長を調整できる脚立を使用する

- 計画時の対策
- 機械・設備の対策
- 管理面の対策
- 保護具の使用

踏さんを背にして降りない



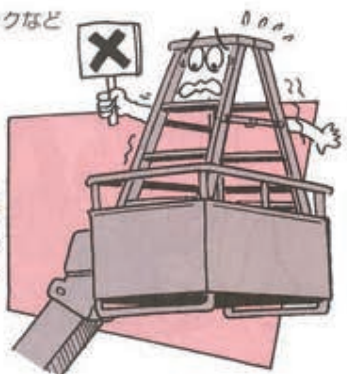
天板の上に乗って作業しない

天板の上に角材、ブロックなどを乗せて作業しない

身を乗り出す作業、頭上で力を入れる作業をしない



脚立を足場上、可搬式作業台上、高所作業車のバスケット内で使用しない



作業開始前の点検を確実にを行う

- ・ ガタツキ
- ・ 開き止め
- ・ すべり止め
- ・ 水平設置
- ・ 著しい損傷又は変形

靴など履物の泥は落としておく

上部にフックをかけられる場合は安全帯を使う

保護帽の着用

※15ページの保護帽の記載を参照ください。

